

令和 8年度 宝達志水町まちづくり公社
方向性検討支援業務仕様書

令和8年8月

石川県宝達志水町

1 業務の名称

令和8年度宝達志水町まちづくり公社方向性検討支援業務

2 業務の目的

宝達志水町は、能登半島の最高峰である宝達山をはじめ、なだらかな丘陵地と広大な農地、日本海に面した美しい海岸線など、豊かな自然と風土に恵まれた町である。これまで「千里浜なぎさドライブウェイ」をはじめとする観光資源や、特産のブランド農産物などを活かした地域づくりを進めてきた。しかしながら、全国の地方自治体と同様に本町においても人口減少と少子高齢化の波は避けられず、地域の担い手不足や地域経済の縮小、それに伴う町税や地方交付税の減少といった財政面の課題に直面している。また、限られた財源の中で、公共インフラの維持管理や複雑化・高度化する住民ニーズへ対応していくためには、行政の効率化だけでなく、未来のまちづくりに向けた新たな自立型の地域経営モデルへの転換が急務となっている。

このような背景のもと、本町では、地域の持続可能性を高め、多様な地域課題に迅速かつ柔軟に対応するための新たな推進役として、令和8年8月に「宝達志水町まちづくり公社」を設立する。公社においては、先行してスタートする教育部門（公営塾の運営）を核とした次世代の人材育成を図る一方で、移住定住を促進するための「住まいの確保」という大きな地域課題への対応が求められている。さらに、公社が安定的かつ持続的にこれらの社会課題解決に取り組むためには、行政からの財政支出に過度に依存せず、地域資源を活かした「自立して稼ぐ事業（収益事業）」を構築し、外貨獲得と地域内経済循環、および雇用の創出を達成していく必要がある。

本業務は、新設される「宝達志水町まちづくり公社」の本格稼働を見据え、地域の現状や先進事例の分析（あり方調査）を通じて公社が担うべき役割や事業の方向性を明確にするとともに、中長期的な羅針盤となる「基本構想」および「事業計画（アクションプラン）」を策定し、公社の確実な立ち上げと実効性のある事業展開を伴走支援することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

主な業務内容は以下に示すが、詳細は発注者との協議により決定する。

(1) 宝達志水町まちづくり公社方向性検討・あり方調査

宝達志水町まちづくり公社は8月8日に設立を予定しており、教育部門として公営塾が先行して稼働する予定である一方、公社全体として「自立して稼ぐ事業（収益

事業)」については発展途上の段階にある。そのため、地域資源や地域課題の現状分析、既存の取組の検証を行うとともに、協働・事業提携が想定される地域企業・団体の雇用状況や事業内容を調査する。さらに、地域内プレイヤーの整理や、町内で不足している外部人材（技術・能力・経験面）の整理を行う。

また、本町では、移住定住者の住まいの確保が喫緊の課題となっており、まちづくり公社が住宅施策の一翼を担うことを想定している。茨城県境町のPFI住宅モデルをはじめとした先進事例を参考に、本町に合致した住宅事業のあり方や、まちづくり公社が果たすべき役割を整理する。

これらの調査・検証を基に、まちづくり公社が目指すべき方向性、役割、目的を明確化する。

ア 現状調査・分析

(ア) 既存の地域課題、組織課題の抽出、および公社のありたい姿(理想像)の洗い出し

(イ) 全国のまちづくり公社等の先進事例と本町の現状の簡易比較分析

(ウ) 住宅事業可能性の検討

(エ) 収益事業可能性調査(外貨獲得手段の検討)

(オ) 収益事業導入に伴う地域経済への影響評価と課題解決策の検討

(カ) 産業波及効果調査、および伴走支援を伴う現地調査・ヒアリング

(キ) 自立経営に向けた自己財源(自主財源)確保の検討

イ まちづくり公社の方向性・目的の明確化

(2) 「まちづくり公社」における「基本構想」及び「事業計画」の策定

上記(1)の調査・検討結果を基に、「宝達志水町まちづくり公社」のビジョンやミッション(目指すべき方向性)を定め、公社が主体となって担うべき事業とプレイヤーの役割分担を整理する。あわせて、事業推進に最適な組織・人員体制を設定し、次年度以降の本格展開に向けた具体的計画(プレ事業を含むアクションプラン)を策定する。

5 成果品

本業務における成果物等一式は次に掲げるものとし、電子データで納品する。

(1) 宝達志水町まちづくり公社方向性検討支援及び基本構想・事業計画策定業務報告書

(2) 宝達志水町まちづくり公社方向性検討支援及び基本構想・事業計画策定業務概要版

報告書の作成にあたっては、分かりやすく整理すること。本業務完了後、受託者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。本業務において作成した成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。

6 その他

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と綿密な連携を取り、適宜業務内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守しなければならない。また、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用・漏洩してはならない。本業務の終了後も同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または委託内容の変更については、発注者・受託者協議のうえで決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案すること。